

令和7年度食品表示ミス防止・食品トレーサビリティに関するセミナー
Q & A

サイレントチェンジに関するQ & Aをご紹介します。

<質問1>

サイレントチェンジは本来B to B取引における仕入先管理（品質与信・監査）の問題であり、食品表示の問題とは異なるのではないですか。

<回答>

サイレントチェンジは、基本的には仕入先管理に関わるB to Bの契約行為上の問題です。しかし、製造・加工地、原産地等の情報が事前通知なく変更されることで、結果として食品表示法違反の一因となる事例があります。

したがって、サイレントチェンジは企業間取引の問題にとどまらず、適正な食品表示における重大なリスク要因として認識し、仕入先管理とともに現場での表示管理（現物確認等）を合わせて適切に実施することが必要です。

<質問2>

サイレントチェンジを防ぐための対策はありますか。

<回答>

まずは、契約書に「原料の産地を変更する場合は、3か月または6か月前までに報告する」「責任の範囲」などの条件を明記しておくことがポイントです。

また、原料仕入先に対する信用調査や監査の実施も有効です。

さらに、原材料の規格書を年1回など定期的に見直すことで、変更を見逃しにくくなります。

※サイレントチェンジとは

川上の原材料メーカー等がコスト削減等の事由により、発注元の事業者に知らせずに、無断で原材料等の仕様を変更し、納品してしまうことをサイレントチェンジといいます。

—以上—